

計算証明の電子化に関する基準の一部改正について

計算証明規則（昭和 2 7 年会計検査院規則第 3 号）第 1 条の 4 第 2 項及び第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、計算証明の電子化に関する基準（平成 2 9 年 3 月 3 0 日検査官会議決定）の一部を次のように改正し、令和 8 年度分以降の計算証明について適用する。

令和 8 年 7 月 9 日

会計検査院長 原田 祐平

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改

正

後

別表 3（第 3 及び第 4 関係）

項番	計算証明規則の条文	計算証明書類の名称（注 1）	作成システムの名称
8	第 62 条	[略]	[略]
		物品管理計算書の証拠書類 ・ 前欄に掲げる証拠書類の決裁履歴	<u>行政文書の電子的管理システム</u> （注 5）

（注 1） [略]

（注 2・注 5） 「電子調達システム」及び「行政文書の電子的管理システム」とは、デジタル庁が運用している電子調達システム及び行政文書の電子的管理システムをいう。

[（注 3）・（注 4） 略]

別表 7（第 4 関係）

計算証明規則の条文	計算証明書類の名称	作成システムの名称
第 65 条	国有財産増減及び現在額計算書の証拠書類 ・ <u>行政文書の電子的管理システム</u> により電子決裁を行い、確定情報として保存されている各帳票（注）及びその決裁履歴	<u>行政文書の電子的管理システム</u>
	国有財産無償貸付状況計算書の証拠書類 ・ <u>行政文書の電子的管理システム</u> により電子決裁を行い、確定情報として保存されている各帳票（注）及びその決裁履歴	<u>行政文書の電子的管理システム</u>

（注） [略]

改

正

前

別表 3（第 3 及び第 4 関係）

項番	計算証明規則の条文	計算証明書類の名称（注 1）	作成システムの名称
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
		物品管理計算書の証拠書類 ・ 前欄に掲げる証拠書類の決裁履歴	<u>電子決裁システム</u> （注 5）

（注 1） [同左]

（注 2・注 5） 「電子調達システム」及び「電子決裁システム」とは、デジタル庁が運用している電子調達システム及び電子決裁システムをいう。

[（注 3）・（注 4） 同左]

別表 7（第 4 関係）

計算証明規則の条文	計算証明書類の名称	作成システムの名称
[同左]	国有財産増減及び現在額計算書の証拠書類 ・ <u>電子決裁システム</u> により電子決裁を行い、確定情報として保存されている各帳票（注）及びその決裁履歴	<u>電子決裁システム</u>
	国有財産無償貸付状況計算書の証拠書類 ・ <u>電子決裁システム</u> により電子決裁を行い、確定情報として保存されている各帳票（注）及びその決裁履歴	<u>電子決裁システム</u>

（注） [同左]